

産業厚生常任委員会報告

令和3年6月17日

ただ今から、産業厚生常任委員会の委員長報告を行います。

令和3年6月10日午前10時から美浜町議会全員協議会室で、委員6名及び議長の出席のもとに本委員会を開催し、6月2日に本委員会に付託されました議案6件、請願1件についての協議を行いました。

当日は説明のため町長、副町長、総務課長、健康福祉課長、産業振興課長、健康福祉課参事、産業振興課課長補佐の出席を求め、職務執行のため議会事務局長を出席させました。

はじめに 議案の説明は、去る6月2日に行われた全員協議会において、理事者から詳細説明を受けておりますのでただちに質疑から入りました。

以下、本委員会で審査された主な点について申し上げます。

(1) 議案第47号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

質疑：改正内容は、新型コロナウイルス感染症の影響により介護保険料の減免の対象期間を令和4年3月31日まで延長するもので、すでに運用実績があるものである。国から交付されるという財政支援は、国民健康保険税分と介護保険料分で、交付される金額の区別は出来るのか。

回答：区別できるようになっている。

令和2年度の財政支援については、介護保険料の減免分のほぼ全額が財政支援の対象となっている。

内訳は、介護保険災害等臨時特例補助金が6割、また、特別調整交付金が約4割となっており、4割の中の14分の11を国の方で負担している。しかし、令和3年度の財政支援については特別調整交付金のみの支給となり、算定の基準が少し変わる。町の第1号保険料の賦課総額に対し、第1号保険料の減免見込額が占める割合が1.5%未満である場合には、減免総額の10分の4相当額しか入ってこないということになった。

(2) 議案第48号 美浜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

質疑：主な改正内容には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や近年相次ぐ災害を受け、居宅介護支援者に感染症への取組を義務付けるなど対策を

強化するとある。感染症や災害の対応力強化として、①感染症の発生及び蔓延の防止のための検討委員会の開催、指針の整備、研修・訓練の実施を義務付けるとあるが、具体的な内容について何か基準があるのか。

回答：検討する委員会をおおむね6カ月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。それから感染症予防、蔓延防止対策の指針を整備すること、また、その研修や訓練、シミュレーションを定期的実施することを義務付けている。

質疑：計画の策定や研修・訓練の実施を義務付けるというが、これらをチェックする体制の監督責任はどこになるのか。

回答：監督は美浜町になる。

質疑：「講じなければ」、「実施しなければ」という文言が「講じるよう努めなければ」、「実施するよう努めなければ」に変わるとあるが、行政用語としたらどちらが重たい義務を負うことになるのか。

回答：「講じなければならぬ」という方が強い表現になる。

新旧対照表の第2条第5項には「研修を実施する等の措置を講じなければならぬ」とあるが、こちらについては3年間の経過措置期間があり、3年間は「措置を講じるように努めなければならぬ」と読替規定を設けている。

周知期間としてこのような措置を講じることがある。

(3) 議案第49号 美浜町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

質疑：条例要綱を見ると、内容的には議案第48号と同じであるが、そう考えて良いか。

回答：内容については同じである。

(4) 議案第50号 美浜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

質疑：全ての地域密着型介護サービス事業者に感染症への取組を義務付けるなどの対策を強化しておいて、介護人材不足を背景とした人員基準や運営基準を緩和すると、現場の負担が増加し、介護の質を低下させることにならないか。

回答：今まで1人ずつ担当者を配置していたところを併任できるという緩和をしているが、感染症対策への取組についても現在もしっかり行っているので、事業所の体制には影響はないと考える。

質疑：包括ケアシステムの推進について、医療福祉関係の資格を有さない無資格者の従業者に対して、認知症介護に係る基礎的な研修の受講を義務付けるとあるが、どこで受講することになるのか。

回答：県の方で開催している研修を受けることになる。

質疑：1度受講しておけば、職場が変わっても受講者として扱われるのか。

回答：研修などを受けると修了証が発行されるので、事業所が変わっても修了証を持っていれば研修を受けたことになる。

質疑：感染症や災害が発生した場合における業務継続のための計画の策定というのはBCP（事業継続計画）だと思う。その計画を策定して、研修・訓練の実施を義務付け、どの程度の内容が計画に入るのか知りたい。

回答：感染症や災害などの非常時に早期の業務再開を図るための計画、業務継続計画を策定するのは容易ではなく、厚生労働省の業務継続ガイドラインなどを参考にしながら今後3年間のうちに策定していくことになる。

例えば、感染症が発生した場合、通所の事業所を閉めるのではなく、感染症患者を隔離しつつ事業を継続する訓練と計画を立てていくことになる。

- (5) 議案第51号 美浜町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

条例の中の「サービス提供体制に係る人員配置基準について、管理上支障がない場合に管理者、介護職員の他業務との兼務を可能とする。」という事項以外は、議案第50号の内容と同じであることから、特に質疑はありませんでした。

- (6) 議案第52号 美浜町農業人材育成拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について

質疑：観光農園の使用料について、1時間当たりの使用料が大人3,000円、小人1,500円、幼児750円、高齢者1,300円とあるが、どのようなことをしたら1時間でこれだけの料金を取られるのか。

回答：イチゴ園でイチゴのもぎ取りを考えている。

質疑：イチゴ狩りというのは、大人3000円ぐらいが平均なのか。

回答：全国的には1時間2,000円から3,500円ぐらいなので、高い部類に入っている。この料金設定に関しては、美浜のブランドを構築していくというもので、上限の金額をある程度高い金額で設定した。

イチゴのもぎ取りに関しては、季節によって料金設定も変わるので、3,000円の上限をひとつの基準として考えている。

質疑：お客を呼び込むために、どのような仕組みを考えているのか。

回答：町のホームページに上げていく手法や、管理運営を行う指定管理者のノウハウによるPRを実施していきたい。

質疑：使用の許可について、使用する者はあらかじめ町長の許可を受けなければならないと書いてあるが、米印のところでは、観光農園を個人で使用する場合は不要とすると書いてある。どういうことなのか分かりやすく説明を。

回答：「あらかじめ町長の許可を受けなければならない。また、観光農園を個人で使用する場合は不要とする」というところの個人、家族というのは、観光農園に訪れたお客さんに関しては、その使用許可をなくして、料金の受け渡しをして中に入るということを考えている。公の施設の中で観光農園を運営していくので、このような書き方になっている。

質疑：町長の許可を必要とするのは、研修棟などの施設のことなのか。

回答：研修棟など、観光農園以外の施設である。

質疑：設置目的にある担い手の育成、地域の農業の振興及び活性化は最も大切である。トマト、キュウリは大型ハウスで町内の方も生産されており、人材育成拠点施設から地域の農業の振興への取り組みをどう考えているのか。

回答：人材育成で、研修生などの受入れを行っているが、研修などに取り組みながら観光農園への流れを進めていく。町内でトマトやキュウリを作られている人に対しても育成指導ができるような流れを考えていきたい。

質疑：「使用の許可」など、使用という言葉が使われているが、観光農園を訪れて、イチゴ狩りをするという方は利用ではないのか。運営する側も使用、訪れる方も使用となっており、混同しているのではないか。

回答：直営の場合は使用という表現をし、指定管理として委託する場合は利用

料金制定の観点から利用という表現をしている。

質疑：利用料について、採算を合わせるために3,000円に設定したのか。

回答：料金が高いほうが採算性はある。料金設定をする場合、ブランド化を目指すという高い目標設定で3,000円にしたいというのが一つある。イチゴが一番おいしい時期には高い料金設定をしていきたいが、それ以外の時期については減額していく考えもある。それらを含めて最終的には採算性になると考え、上限を3,000円にしている。

質疑：価格の問題は重要で、他のイチゴ園と比べてどうかというのと、イチゴの質によってお客さんの反応も違ってくる。質的にも他のイチゴ園と比べておいしいものが提供できるのかで価格の交渉力が違ってくる。イチゴの品質についてどのように認識しているのか。

回答：ブランド化の中には、食べておいしい、品質が一番重要である。専門家によって近隣にはないようなもの、実際に食べておいしいものを目指して、ブランド力を高めていく。

以上の審査を終え、委員会採決を行いました結果を報告いたします。

(1) 議案第47号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、全員賛成をもって承認することに決しました。

(2) 議案第48号 美浜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、全員賛成をもって承認することに決しました。

(3) 議案第49号 美浜町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、全員賛成をもって承認することに決しました。

(4) 議案第50号 美浜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

は、全員賛成をもって承認することに決しました。

(5) 議案第51号 美浜町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

は、全員賛成をもって承認することに決しました。

(6) 議案第52号 美浜町農業人材育成拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について

は、全員賛成をもって承認することに決しました。

続いて、請願について、協議がなされました。

請願第1号 75歳以上の医療費の窓口負担を2割に引き上げないことを求める請願について

請願の説明は、去る3月12日に行われた本委員会において、河本議員から趣旨説明を受けておりますのでただちに質疑から入りました。

意見：お金のあるなしにかかわらず誰もが受けられる医療体制というのが必要。

370万人の高齢者が1割から2割負担になるのは相当負担が重たい。

議会としても、高齢者への負担を少しでも軽減する措置を取っていただくように意見書を提出した方がよい。

意見：さほど影響は出ないと考えるので必要ない。

などの意見が出され、採決の結果、賛成多数をもって採択することに決しました。

上記のとおり審査を終了し、午前11時29分本委員会を閉会いたしました。

以上をもって、産業厚生常任委員会の委員長報告を終わります。